

令和5年蘭越町議会第1回定例会会議録

○開会及び閉会

令和5年 3月17日

開 会 午前 3時30分

閉 会 午後 4時 1分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（ 9名）	1番	淀谷 融	2番	金安 英照
	5番	永井 浩	6番	向山 博
	7番	難波 修二	8番	赤石 勝子
	9番	柳谷 要	10番	熊谷 雅幸
	11番	富樫 順悦		

欠席（なし）

○会議録署名議員

5番 永井 浩 6番 向山 博

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	教育長	小林 俊也
総務課長	渡辺 貢	税務課長	名越 義博
住民福祉課長	北山 誠一	健康推進課長	山下 志伸
農林水産課長	田縁 幸哉	建設課長	北川 淳一
商工労働観光課長	水上 昭広	総務課参事	今野 満
農林水産課参事	木村 恭史	教育次長	梅本 聖孝

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 福原 明美 書記 和田 慎一

○ 議事日程

日程第 1	議案第 16 号	令和 5 年度 蘭越町 一般会計 予算
	議案第 17 号	令和 5 年度 蘭越町 後志公平委員会 特別 会計 予算
	議案第 18 号	令和 5 年度 蘭越町 地域振興事業 特別会 計 予算
	議案第 19 号	令和 5 年度 蘭越町 国民健康保険 特別会 計 予算
	議案第 20 号	令和 5 年度 蘭越町 後期高齢者医療 特別 会計 予算
	議案第 21 号	令和 5 年度 蘭越町 介護保険 サービス事 業 特別会計 予算
	議案第 22 号	令和 5 年度 蘭越町 温泉旅館 幽泉閣 事業 特別会計 予算
	議案第 23 号	令和 5 年度 蘭越町 特産品開発事業 特別 会計 予算
	議案第 24 号	令和 5 年度 蘭越町 簡易水道事業 特別会 計 予算
	議案第 25 号	令和 5 年度 蘭越町 農業集落排水事業 特 別会計 予算

追加日程

日程第 2	発委第 1 号	蘭越町議会の個人情報保護に関する 条例
-------	---------	------------------------

追加日程

日程第 3	議案第 26 号	令和 4 年度 蘭越町 一般会計 補正 予算 (第 10 号)
-------	----------	------------------------------------

追加日程

日程第 4	議案第 27 号	令和 4 年度 蘭越町 介護保険 サービス事 業 特別会計 補正 予算 (第 4 号)
-------	----------	--

日程第 5	報告第 1 号	例月出納検査結果報告
-------	---------	------------

日程第 6 承認第 1 号 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会）

日程第 7 議員の派遣について

○議長（富樫順悦） ただいまの出席議員は9名であります。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておりますので、御了承願います。

なお、本日の会議中、報道機関の取材について許可をしておりますので、御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第1、議案第16号から議案第20号までの令和5年度蘭越町一般会計及び各特別会計予算についてを一括議題といたします。予算特別委員会委員長の報告を求めます。

8番赤石議員。

○予算特別委員会委員長（赤石勝子） 3月13日開催の本会議において予算特別委員会が設置され、付託されました議案審査の結果について御報告申し上げます。

3月14日から17日までの4日間にわたり本委員会を開催し、令和5年度蘭越町一般会計各特別会計及び各公営企業会計予算について、町理事者及び各担当者から詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。

その結果、予算特別委員会として、令和5年度蘭越町一般会計各特別会計及び各公営企業会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。そのことを報告いたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） これをもって、予算特別委員会委員長の審査報告と令和5年度各会計予算の審議を終了いたします。

お諮りいたします。

予算特別委員会の構成は、議員全員であります。

よって、ただいまの委員長報告に対する質疑・討論については、省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

よって質疑・討論は省略することに決定しました。

ただちに採決に入ります。

これより、議案第16号令和5年度蘭越町一般会計予算を起立により

採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第17号令和5年度後志公平委員会特別会計予算を起立により採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第18号令和5年度蘭越町地域振興事業特別会計予算を起立により採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号令和5年度蘭越町国民健康保険特別会計予算を起立により採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第20号令和5年度蘭越町後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。
(起立多数)
起立多数であります。
よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第21号令和5年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計予算を起立により採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。
(起立多数)
起立多数であります。
よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第22号令和5年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計予算を起立により採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。
(起立多数)
起立多数であります。
よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第23号令和5年度蘭越町特産品開発事業特別会計予算を起立により採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。
(起立多数)
起立多数であります。
よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第24号令和5年度蘭越町簡易水道事業会計予算を起立により採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。
(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第25号令和5年度蘭越町農業集落排水事業会計予算を起立により採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第2、発意第1号蘭越町議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番難波議員。

○7番(難波修二) ただいま上程されました、発委第1号蘭越町議会の個人情報の保護に関する条例について、御説明申し上げます。

令和5年4月1日から施行される国の個人情報保護法、蘭越町個人情報保護法施行条例に基づき、蘭越町議会としても共通ルールに沿った自主的な措置を講じることが求められていることから、本条例を制定するものでございます。

それでは、条例の概要について御説明いたします。

まず1ページ、第1章総則、第1条から第3条では、議会における個人情報の保護に関して、条例の目的や条例で使用する用語の定義を定めるとともに、議会の責務について定めています。

次に、3ページからの第2章、個人情報等の取扱、第4条から第16条では、議会の個人情報の取扱に関して、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置、従事者の義務、漏えい等の通知、利用及び提供の制限保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求、個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求、仮名加工情報の取扱に係る義務や匿名加工情報の取扱に係る義務について定めています。

次に8ページ、第3章個人情報ファイル、第17条では議会が作成す

る個人情報ファイル簿の作成及び公表について定めています。

9ページからの第4章、開示訂正及び利用停止ですが、第18条から第30条で、個人情報の開示に関して必要な事項を定めております。

第30条の開示請求に係る手数料については、これまでの蘭越町条例で無料とされていたことから、手数料は無料とし、開示文書を交付時に実費としてコピー代や郵送料を徴収することと定めています。

14ページからの第2節、訂正、第31条から第37条では、個人情報の訂正について必要な事項を定めています。

16ページ、第3節、利用停止、第38条から第43条では、個人情報の利用停止について必要な事項を定めています。

18ページ、第4節、審査請求、第44条から第46条では、地方自治法上、議会に附属機関である審議会を設置できないことと解されていることから、議長が行った行政処分への審査請求に関する諮問は町規則で設置されている審査会に委任することと定めています。

19ページ、第5章雑則、第47条から第51条では、適用除外の規定を設けるほか、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等、個人情報等の取扱についての苦情処理に関する事項を定めています。

また、施行状況の公表や委任に関する規定を定めています。

同じく19ページ下段、第6章罰則、罰則第52条から第56条は、改正法の適用を受けて運用することから、議会においても罰則に関する事項について定めています。

最後に、条例の施行期日ですが、改正法及び町条例の施行日に合わせ、令和5年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、発委第1号蘭越町議会の個人情報の保護に関する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決議することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

異議なしと認めます。

よって、発意第1号は原案のとおり決議することに決定しました。

○議長(富樫順悦) 日程第3、議案第26号令和4年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺貢) ただいま上程されました、議案第26号令和4年度蘭越町一般会計補正予算第10号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算総額は72億8,813万2,000円で、歳入歳出それぞれ237万円を追加し、72億9,050万2,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページを御覧願います。

8款土木費 2項道路橋りょう費、6目除雪費、補正額237万円。10需要費169万4,000円。修繕料で、ロータリー除雪車の更新ほか、複数箇所に不具合が生じ、その修理費用をお願いするものです。13使用料及び賃借料67万6,000円。増設作業車借上料で、燃料高騰による諸経費及び排雪拡幅回数の増加に伴うダンプトラック等の車両借上料の追加をお願いするものです。

歳入に戻ります。5ページを御覧願います。

12款地方交付税 1項地方交付税 1目地方交付税、補正額148万3,000円。1地方交付税148万3,000円。特別交付税の追加です。

21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額88万7,000円。1繰越金88万7,000円。前年度繰越金の追加です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いい

たします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
1 番 淀谷議員。

○1 番（淀谷融） 1 番 淀谷です。
修繕ということで、今回雪が多くて排雪にかなり努力されていたというふうに思っております。
それで、これから町道などの雪割り等で、またロータリーが必要かなと思うんですけども、今、あと今月いっぱい、あと2週間ぐらいで終わるということで、これを修理に至って2週間で完了するのかどうかということをお伺いします。

○議長（富樫順悦） 北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） 御質問にお答えいたします。
町の保有しているロータリー車両については2台ありますので、そのうちの1台を今、修繕に出しているということなものですから、必要が生じて出動する際については、もう1台で対応する予定でありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

○1 番（淀谷融） 2台、わかります。基本的にそのロータリーが3月31日まで終わらなければ、いけば、基本的には3月31、年度が終わるということで3月31までに完了じゃなければいけないというふうに思っているんですけども、それでお伺いしたんですけども、だから3月31日までには完了するというので理解してよろしいでしょうか。

○議長（富樫順悦） 北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） そのように御理解をいただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第26号令和4年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第4、議案第27号令和4年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） ただいま上程されました、議案第27号令和4年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第4号につきまして、御説明いたします。

この会計の現在の予算総額は6,257万7,000円で、この総額に37万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,295万1,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページを御覧願います。

1款サービス事業費 1項居宅サービス事業費 1目訪問介護等事業費、補正額37万4,000円。10需用費37万4,000円追加。修繕料で、訪問介護で使用しています軽自動車が、訪問先へ向かって走行中、スリップしまして、路肩雪山にぶつかる単独事故が発生し、助手席側

ヘッドライトなど破損をしたため修理するものです。

なお、運転していた職員にけががないことも併せて報告いたします。

次に歳入について御説明いたします。5ページを御覧願います。

4款諸収入 2項雑入 1目雑入、補正額37万4,000円。自動車損害共済金で37万4,000円。歳出に充当するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第27号令和4年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第5、報告第1号例月出納検査結果について、代表監査委員から報告がありましたので、その写しをお手元に配布いたしましたので、御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第6、承認第1号閉会中の継続調査申出を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（富樫順悦） 日程第7、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第120条の規定により、蘭越町議会議員の研修への派遣について、お手元に配付いたしました令和5年蘭越町議会議員研修及び行事予定表のとおり派遣することにいたしたいと思っております。

派遣する場合の出張並びに細部の取扱については、あらかじめ議長に一任願います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣は、お手元に配付しました予定表のとおり派遣することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

○議長（富樫順悦） 再開します。

○議長（富樫順悦） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

これにて、令和5年第1回蘭越町議会定例会を閉会します。

午後 4時 1分 閉会